

地域の特産食品を 製造・加工・販売される 事業者の方へ

産地直売所や道の駅で販売する食品にも、食品表示法で定められた表示が必要です。詳しくは、消費者庁又は最寄りの都道府県（保健所を含む。）へ御相談ください。

【表示例】

名称	たくあん漬
原材料名	だいこん、漬け原材料(食塩、米ぬか、ふすま(小麦を含む)、ぶどう糖果糖液糖)
添加物	酒精、ソルビトール、調味料(アミノ酸等)、酸味料、甘味料(ステビア、甘草)、保存料(ソルビン酸K)、着色料(黄4)
原料原産地名	国産(だいこん)
内容量	300g
賞味期限	28. 2.1
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
製造者	消費 太郎 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

栄養成分表示
1本(150g)当たり

エネルギー 41kcal
たんぱく質 2.8g
脂質 0.2g
炭水化物 8.3g
食塩相当量 3.8g

自信があるから
書けるんです！



名称	あじの開き
原材料名	マアジ(国産)、食塩
内容量	1尾
賞味期限	2016. 6. 20
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	(有)△△△食品 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

栄養成分表示
1尾(100g)当たり

エネルギー 168kcal
たんぱく質 20.2g
脂質 8.8g
炭水化物 0.1g
食塩相当量 1.7g

【主な違反の事例】

- 原産地が正しく表示されていない※。
- 製造者等の所在地や名称が正しく表示されていない。
- 消費期限、賞味期限が表示されていない。
- 使用されている原材料、添加物、アレルギーなどの表示が欠落している。

※悪質な原産地の偽装は、行政処分を経ずに直ちに刑事罰が科せられることがあります。



Consumer Affairs Agency, Government of Japan